

◎ 申請についてのご注意

1 パスポートの有効期限内に申請する場合

次の方は有効なパスポートを返納して新しいパスポートを申し込むことができます
この場合 残りの期間は切り捨てとなり 旅券番号も変わります
・パスポートの有効期間が残り1年未満になった方
・旅券面の記載事項(氏名・本籍等)に変更があった方

2 代理提出する場合

「所持人自署欄」・「刑罰等関係欄」には、必ず申請者本人が署名・記入してください
申請書裏面の「申請者署名欄」及び申請書類等提出委任申出書の「申請者記入欄」には必ず申請者本人が記入し 代理人は同申出書の「引受人記入欄」に署名してください
また 申請者本人の確認書類のほかに 代理人についても確認書類が必要です

3 未成年者（20歳未満）又は成年被後見人が申請する場合

申請書裏面の「法定代理人署名欄」には法定代理人 本人（未成年の場合は親権を有する父又は母・成年被後見人の場合は後見人）が署名してください
法定代理人が遠隔地に在住の場合は 法定代理人 本人の署名のある「同意書」及び「同意書の郵送に使われた封筒」をあわせて提出してください 「同意書」の用紙は窓口にあります

4 有効な旅券を紛失した場合

紛失（焼失）届出を行うことで 当該旅券を失効させることができます 再度旅券が必要な場合は新規の申請となりますので 窓口にお問い合わせください（代理提出不可）

5 刑罰等関係に該当する場合

申請書の「刑罰等関係」に該当する方は 県庁旅券班にお問い合わせください（代理提出不可）

6 申請した旅券を受領しなかった場合

今までに旅券を申請して受領しなかったことがある方は 窓口に申し出てください（代理提出不可）

7 ヘボン式以外のローマ字氏名表記を希望する場合

ヘボン式以外の表記を希望する方は ごあんない表面に記載の必要書類の他に提出していただく書類及び申請書への記入を要する事項があります 詳しくは窓口までお問い合わせください

◎ 受領について

1 受け取りは必ず旅券名義人ご本人です（代理の受け取りはできません）

申請した窓口に ①一般旅券受領証（引換証）と ②手数料（収入印紙・秋田県証紙）を持参のうえお受け取りください

旅 券 の 種 類	収 入 印 紙	秋田県証紙	計
10 年 有 効 旅 券	14,000円	2,000円	16,000円
5 年 有 効 旅 券	9,000円	2,000円	11,000円
5年有効旅券(12歳未満)	4,000円	2,000円	6,000円

※12歳未満として申請できるのは
12歳の誕生日の前々日までです

2 交付までの日数

県 庁 窓 口	申請日から 5 日目以降（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）
市 町 村 窓 口	申請日から 9 日目以降（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

◎ 県内旅券窓口一覧（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休みとなります）

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号	申請受付時間	交 付 時 間	対 象
県 庁 県民生活課 旅 券 班 (パスポート窓口)	秋田市山王四丁目1-1（県庁1階） ☎ 018（860）1112	午前8:30から 午後5:00まで	午前8:30から午後6:00まで (事前予約制 午後7:00まで) ※ただし水曜日は午後5:00まで	秋田市 男鹿市 潟上市 八郎潟町 井川町 大潟村に住民登録している方
鹿 角 市 役 所	鹿角市花輪字荒田4-1	☎ 0186（30）0221	申請受付・交付時間等 については各市町村窓 口までお問い合わせく ださい	左記各市町村に住 民登録している方 はその市町村窓口 でのみ申請受付・ 交付となります
小 坂 町 役 場	鹿角郡小坂町小坂字上谷地41-1	☎ 0186（29）3906		
大 館 市 役 所	大館市字中城20	☎ 0186（43）7041		
北 秋 田 市 役 所	北秋田市花園町19-1	☎ 0186（62）1114		
上小阿仁村役場	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118	☎ 0186（77）2222		
能 代 市 役 所	能代市上町1-3	☎ 0185（89）2133		
藤 里 町 役 場	山本郡藤里町藤琴字藤琴8	☎ 0185（79）2113		
三 種 町 役 場	山本郡三種町鶴川字岩谷子8	☎ 0185（85）4825		
八 峰 町 役 場	山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田118	☎ 0185（76）4614		
五 城 目 町 役 場	南秋田郡五城目町西磯ノ目1丁目1-1	☎ 018（852）5112		
由利本荘市役所	由利本荘市尾崎17	☎ 0184（24）6243		
にかほ市役所	にかほ市平沢字鳥ノ子淵21(仁賀保庁舎)	☎ 0184（32）3035		
大 仙 市 役 所	大仙市大曲花園町1-1	☎ 0187（63）1111		
仙 北 市 役 所	仙北市角館町東勝楽丁19	☎ 0187（43）3307		
美 郷 町 役 場	仙北郡美郷町土崎字上野乙170-10	☎ 0187（84）4903		
横 手 市 役 所	横手市中央町8-2	☎ 0182（35）2176		
湯 沢 市 役 所	湯沢市佐竹町1-1	☎ 0183（73）2111		
羽 後 町 役 場	雄勝郡羽後町西馬音内字中野177	☎ 0183（62）2111		
東 成 瀬 村 役 場	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1	☎ 0182（47）3404		

旅券（パスポート）申請のごあんない

（令和2年4月1日現在）

秋田県で申請できるのは 原則 県内に現住所(住民登録)がある方です

裏面「旅券窓口」記載の市町村に住民登録している方は その市町村窓口で手続きをしていただきます 県庁窓口や他市町村窓口での手続きはできませんのでご注意願います（記載以外の方は 県庁窓口となります）

一時帰国者・秋田県内に居住しているが県外に住民登録している学生・単身赴任者等の方が 居所での申請を希望する場合の申請窓口及び必要書類については 窓口におたずねください

◎ 申請に必要な書類（次のものを全部ご用意ください コピーでは受付できません）

① 一般旅券発給申請書・・・1通	・20歳未満の方は 5年旅券のみの申請となります ・20歳以上の方は 10年旅券又は5年旅券を選択できます
② 戸籍抄本又は謄本・・・・・・1通 （個人（全部）事項証明書） （6ヶ月以内に発行されたもの）	・同一戸籍の方々が同時に申請する場合は 戸籍謄本1通で結構です ・有効な旅券を切り替える場合は次の1～3にご注意ください 1 旅券の記載事項(氏名、本籍地県名等)に変更がない方は 提出を省略できます 2 旅券の記載事項(氏名、本籍地県名等)に変更がある場合は 変更の経緯が確認できるもの 3 未成年の方は省略できない場合があります ・2枚以上になっているものを本人分のみ切り離したものは無効です
③ 写 真・・・・・・・・・・・・・・1枚 （6ヶ月以内に撮影されたもの） ※写真は切り貼りせずにお持ちください	・申請者本人のみが正面を向いて肩口まで写っているもの ・縦45mm 横35mmのふちなしで 左図の各規格・寸法をすべてみたしたもの ※顔の縦の長さは頭頂からあごまでの距離が34±2mmであるなど ・無帽 無背景(薄い色)であるもの 次のような写真は受付できません（代表的な例） ・顔が横向き 又は左右に傾いているもの ・表情が平常と著しく異なるもの （口を開き歯が必要以上に見えているものなど） ・サングラス マスク及び髪(影を含む)等で顔が隠れているもの ・目もとや瞳、フェイスラインなどがはっきりしていないもの ・不鮮明(ピンぼけ)変色 傷や汚れのあるもの ・背景の色 又は影により背景と人物の境目が分かりにくいもの ・背景にグラデーション(濃淡)の入った色や椅子・壁紙の柄等が写りこんでいるもの ・眼鏡のレンズに反射した光 又は眼鏡のふちや髪の毛が目にかかっているもの ・カラーコンタクトレンズ(瞳の色を変更している)を装着しているもの ・デジタル写真の場合 ジャギー(階段状のギザギザ)ドット(網状の点)があるもの ・デジタル写真の場合 写真専用紙等を使用せず 画質が適切でないもの ※詳しくは窓口にお問い合わせください
④ 本人の確認書類 （原本で現に有効なものに限ります） 代理の方が提出する場合は 申請者 本人と代理人それぞれの本人確認書 類が必要となります ※右の書類で有効なもの（コピー不可） ※本人確認書類の氏名・生年月日・性別・住所等が 申請書の内容と一致している必要があります ※該当する書類がないとき 該当するかどうか分 からないときは 必ず事前にご相談ください ※個人番号（マイナンバー）制度の開始に伴い市 町村から送付されている「通知カード」につい ては本人確認書類として使用できませんのでご 注意ください	① 次のうちから1つ提示してください（写真を貼ったもの） 日本国旅券(失効後6ヶ月以内のものまで) 運転免許証 船員手帳 海技免状 小型船舶操縦免許 猟銃・空気銃所持許可証 戦傷病者手帳 宅地建物取引士証 電気工事士免状 無線従事者免許証 官公庁身分証明書 マイナンバーカード 住基カード(写真付き) 身体障害者手帳(偽造防止・写真付き) ② ①を提示できない場合は 次のものを2つ提示してください （A＋A）又は（A＋B） A 健康保険証 国民健康保険証 船員保険証 介護保険被保険者証 共済組 合員証 国民年金手帳(証書) 厚生年金手帳(証書) 後期高齢者医療被 保険者証 共済年金又は恩給等の証書 印鑑登録証明書と実印 B 会社の身分証明書(写真付き) 学生証(写真付き) 公の機関が発行し た資格証明書(写真付き) 失効旅券 療育手帳 母子手帳(小学生以下) 在学証明書 市町村発行身分証明書
⑤ 前回取得したパスポート	・有効期間内の旅券をお持ちの場合は その旅券を提出しないと受付 できません ・期限切れの旅券をお持ちの方は その旅券を持参してください

※住民票について

住所変更直後の申請や居所申請等の特殊なケースでは住民票を提出していただく場合があります
その場合には、個人番号の記載のないものをご準備ください

記入例 ※申請書は5年用と10年用があります。

- 黒のボールペン又は黒インクで記入してください。
(消しゴム等で消せるインクを使用したボールペン、裏書きしやすい筆記用具は使用しないでください。)
- まちがって記入したときは、二本線(黒線)で消してください。
修正液・修正テープは使用しないでください。
ただし「所持人自署欄」は訂正できません。(書き直しになります。)
- また「氏名のヨミカタ」「刑罰等関係」「申請者署名」「法定代理人署名」「引受人署名」は訂正印等が必要です。
- 申請書は機械処理しますので、折ったり汚したりしないでください。

表面

10年用も記入方法は共通です

一般旅券発給申請書

新規・切替

(20歳未満の申請者又は20歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用)

5年用

必ず申請者本人が日本語又は外国語で署名してください。

(漢字で書く記入例)

山田太郎

(ローマ字で書く記入例)

Taro Yamada

【代理署名する場合】
申請者が未就学児などで署名することが困難な場合は下記の記入例にならって、法定代理人が代理署名してください。裏面の申請者署名も同様です。
また、何らかの事情により署名することが困難な場合は窓口にご相談ください。

(漢字で代理署名する例)

山田花子

山田秋子(母)代筆

(ローマ字で代理署名する例)

Hanako Yamada
by T. Yamada (father)

(受付できない例)

- ×枠からはみ出している
- ×薄かったりかすれている
- ×二度書きしている
- ×文字が太い
- ×にじんでいる
- ×枠内に汚れがある
- ×黒色以外のペンを使用している

必ず申請者本人がよく読んで該当する方にレをつけてください。
「はい」に該当する場合は県庁での扱いになります。
申請する前にご相談ください。
(018-860-1112)

受理年月日	受理番号	有効期間	発行年月日	交付年月日	旅券番号	確認
この枠内は記入しないでください						
写真						
氏名(左詰めで記入)						
姓 YAMADA 名 TARO						
性別 男 生年 47 03 03						
本籍 秋田県 秋田市山王四丁目1番						
所持人自署						
山田太郎						
旅券番号 MS1234567 発行年月日 20050112						
現住所 秋田市山王四丁目1番2号 山王アパート105号						
住所 横手市旭川一丁目3番41号						
日本国内の緊急連絡先 氏名 山田良子 申請者との関係 母 電話 0182(66)0234						
刑罰等関係						
現在外国の国籍を有していますか。						
取得年月日 年 月 日						
外国籍の父又は母の子として出生						
外国人との婚姻又は養子縁組						
帰化申請又は国籍取得届出						

濁点及び半濁点は同じマス内に記入してください。
(例) ガパ

戸籍どおり正確に記入してください。

ヘボン式ローマ字は活字体大文字で記入してください。

戸籍どおり正確に記入してください。

過去に旅券の発行を受けた方は最後に受けた旅券について記入してください。

20歳以上の方は必ず記入してください。
(10年用の申請者にはこの欄はありません。)

住民票どおりに記入してください。

ご自分が海外渡航中に国内にいる家族等の連絡先を記入してください。

○ヘボン式ローマ字について、次のものは特にまちがいがいやすいので注意してください。

し SHI	じ・ぢ JI	しゃ SHA	ちゃ CHA	じゃ JA	りゃ RYA
ち CHI	ず・づ ZU	しゅ SHU	ちゅ CHU	じゅ JU	りゅ RYU
つ TSU	ふ FU	しょ SHO	ちょ CHO	じょ JO	りょ RYO

撥音：BMPの前にNの代わりにMを置く。(例) なんば NAMBA
促音：子音を重ねて示す。(例) はっとり HATTORI
ただし、ち(CHI)・ちゃ(CHA)・ちゅ(CHU)・ちょ(CHO)に限りその前にTを置く。(例) えっちゅう ETCHU
長音：記入しない。(例) おおた OTA ようこ YOKO
※ヘボン式以外のローマ字氏名表記を希望する方は、申請する前に窓口にお申し出ください。

裏面

希望する場合は窓口に注意事項を確認してから必ず申請者本人が記入してください。

必ず申請者本人が署名してください。

申請者が未就学児などで署名することが困難な場合は下記の記入例にならって法定代理人が代理署名してください。

(例) 山田秋子(母)代筆 山田花子

申請者が未成年、成年被後見人の場合は、法定代理人(親権者・後見人)が署名してください。

出発予定日	令和2年12月1日	※主要渡航先での滞在期間	☒ 3ヶ月未満 ☐ 3ヶ月以上
※次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に√印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。			
①□表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 ②□旅券の二重発給を受けようとする場合			
渡航目的(具体的に) この枠内は記入しないでください			
②の場合は、二重発給が必			
今回の渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)			
国名	コード		
旅券面の氏名表記(表面のヘボン式と異なる場合のみローマ字活字体大文字で記入)			
(姓) 最大31字まで(別名を含む)			
(名) 最大31字まで(別名を含む)			
注：旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37字(別名併記を除く)までです。 記号(、・～など)や、数字(011など)等は記載できません。但し、別名併記の()は記載可。			
外務大臣 令和 年 月 日 大使 総領事 殿			
この申請書の記載は事実と相違なく、旅券法第3条の規定により、一般旅券の発給を申請します。 この申請書に記入した氏名の表記を今後変更しないことを誓います。			
申請者署名 山田太郎			
法定代理人(親権者、後見人など)署名			
(署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かき書体で行ってください(署名が困難な場合を除く)。また、申請者が未成年者又は成年被後見人の場合は、法定代理人の署名も併せて必要です。なお、署名が困難な場合であって、法定代理人でない者が記名する場合には、その者の氏名も記名してください。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。)			
本人確認欄	(1点でよい書類) ☐ 日本国旅券 ☐ 運転免許証 ☐ 住基カード(写真付き) ☐ 船員手帳 ☐ 海技免状 ☐ 猟銃等所持許可証	(2点必要な書類) ☐ 戦傷病者手帳 ☐ 宅建取引主任者証 ☐ 養子縁組手帳 ☐ 身体障害者手帳 (偽造防止、写真付き)	☐ 介護保険証 ☐ 健康保険証 ☐ 印鑑登録証明書及び実印 ☐ 医療保険者証 ☐ 真付きの身分証明書 ☐ 共済組合員証 (学生証、社員証、公的な資格証明書など) ☐ 年金証書等 ☐ 一時帰国者
官公庁記載欄	☐ 本人 ☐ 代理 ☐ 非ヘボン ☐ 別名併記 ☐ 長音表記 疎明資料名() 理由()		

申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

申請者記入	私は旅券法第3条第4項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。
引受人記入	令和 年 月 日 申請者署名 山田太郎
	引受人氏名 山田秋子 申請者との関係 妻
	引受人住所 秋田市山王四丁目1番2号 山王アパート105号
注意事項	私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署及び申請者署名は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。 令和 年 月 日 連絡先電話番号 018(866)0234 引受人署名 山田秋子 生年月日 明治・大正・昭和・平成 46年7月7日

必ず申請者本人が赤い部分をすべて記入し、署名してください。
「申請者署名」を訂正する場合は署名した方の訂正印等が必要です。
(申請者との関係)は、申請者からみてどのような関係に当たるかを記入してください。
(例：友人、勤務先の同僚)

代理提出を行う方が記入(署名)してください。
「引受人署名」を訂正する場合は署名した方の訂正印等が必要です。